

第十条第一項中「前条第三項各号」を「前条第四項各号」に、「同条第四項及び第五項」を「同条第五項及び第六項」に改める。

第十一條第二項中「知的障害者相談支援事業」を「障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業」に改める。

第十三条第四項第二号中「第九条第三項第三号」を「第九条第四項第三号」に改める。

第十五条の三第一項中「による自立支援給付」の下に「及び地域生活支援事業」を加える。

第十五条の四を削る。

第三章第二節を削る。

「第三節 障害福祉サービス、施設入所等の措置」を「第三節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置」に改める。

第十五条の三十二の見出しを「（障害福祉サービス）」に改め、同条第一項中「同法附則第十一條第二項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む」を「同条第五項に規定する療養介護及び同条第十一項に規定する施設入所支援（以下この条及び次条第一項第二号において「療養介護等」という。）

を除く」に、「同法に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費」を「介護給付費等（療養介護等に係るもの）を除く。」に改め、同条第一項を削り、第三章第二節中同条を第十五条の四とする。

第十六条の見出し中「施設入所等」を「障害者支援施設等への入所等」に改め、同条第一項第二号中「第十五条の十一の規定により施設訓練等支援費」を「介護給付費等（療養介護等に係るもの）に限る。」に、「知的障害者更生施設等に入所させて」を「障害者支援施設若しくは障害者自立支援法第五条第五項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させて」に、「知的障害者更生施設等若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設」を「障害者支援施設等若しくはのぞみの園」に改める。

第十七条中「第十五条の三十二」を「第十五条の四」に改める。

第四章の章名を削る。

第十八条及び第十八条の二を削る。

第十七条の二中「第十五条の三十二」を「第十五条の四」に改め、同条を第十八条とする。

第十九条及び第二十条を次のように改める。

#### 第十九条及び第二十条 削除

第二十一条から第二十二条の三までを削る。

第二十一条の四中「障害福祉サービス事業」を「障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業」に、「知的障害者援護施設」を「障害者支援施設等若しくはのぞみの園」に、「第十五条の三十二第一項」を「第十五条の四」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十一条の五から第二十二条の九までを削る。

第二章第三節を同章第二節とする。

第三章を第二章とする。

第二十二条第三号を削り、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の三中「第十五条の三十二」を「第十五条の四」に改め、同号を同条第二号とし、同条第一号の二を削る。

第二十三条第三号を削る。

第二十五条第三号から第五号までを削り、同条第二号中「第二十二条第一号の二」を「第二十二条第三

号」に、「第九条第一項に規定する居住地を有せず、又は居住地が明らかでない知的障害者（以下この条において「居住地不明知的障害者」という。）を「居住地不明知的障害者」に改め、「の施設訓練等支援費等の支給（知的障害者通勤寮支援に係るもの）を除く。」に要する費用に限る。」及び第二十二条第二号の費用（「居住地不明知的障害者について」及び「（知的障害者通勤寮に係るもの）を除く。」）を削り、同号を同条第四号とし、同条第一号中「第二十二条第一号の二の費用（知的障害者通勤寮支援に係る施設訓練等支援費等の支給に要する費用及び次号に掲げる費用を除く。）及び同条第二号」を「第二十二条第三号」に改め、「（知的障害者通勤寮に係るもの）を除く。」及び「のうち、福祉事務所を設置しない町村が行うもの」を削り、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

- 一 第二十二条第二号の費用（次号に掲げる費用を除く。）については、その四分の一
- 二 第二十二条第二号の費用（第九条第一項に規定する居住地を有せず、又は居住地が明らかでない知的障害者（第四号において「居住地不明知的障害者」という。）についての行政措置に要する費用に限る。）については、その十分の五

第二十六条中「又は第二十三条」及び「又は都道府県」を削り、同条第一号を削り、同条第二号中「第

二十二条第一号の三」を「第二十二条第二号」に改め、「（第十五条の三十二第二項の行政措置に要する費用を除く。）」を削り、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第二十二条第二号」を「第二十二条第三号」に改め、「（知的障害者通勤寮に係るものと除く。）」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号及び第五号を削る。

第二十七条中「第十五条の三十二」を「第十五条の四」に改める。

第二十七条の二中「第二条第二項第四号」を「第二条第二項第三号」に改める。

第五章を第二章とする。

第二十七条の四から第二十八条までを削り、第二十七条の三を第二十八条とする。

第三十条中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

第三十条の二を削る。

第三十二条を削り、第三十一条を第三十二条とし、第三十条の三を第三十一条とする。

第六章を第四章とする。

附則第三項中「第十五条の四、第十五条の十一から第十五条の十五まで」を削る。

附則第四項から第十項までを削る。

(知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第五十六条 附則第五十四条の規定による改正後の知的障害者福祉法（附則第五十八条において「新法」という。）第九条第二項の規定は、同項に規定する特定施設（以下この条において「特定施設」という。）に入居又は入所することにより、施行日以後に当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる同項に規定する特定施設入所知的障害者であつて、当該特定施設に入居又は入所をした際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に居住地を有していたと認められるものについて、適用する。

第五十七条 施行日前に行われた附則第五十四条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下この条及び次条において「旧法」という。）第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援に係る同項の規定による居宅生活支援費の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた旧法第十五条の七第一項に規定する基準該当居宅支援に係る同項の規定による特例居宅生活支援費の支給については、なお従前の例による。

3 施行日前に行われた旧法第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援に係る同項の規定による施設訓練等支援費の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前に行われた旧法第十五条の三十二第一項の規定による行政措置に要する費用についての市町村の支弁及び知的障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

第五十八条 施行日において現に旧法第十五条の三十二第一項の規定による行政措置を受けて旧法第四条第一項に規定する知的障害者居宅支援が提供されている知的障害者は、政令で定めるところにより、施行日に、新法第十五条の三十二第一項の規定による行政措置を受けて障害福祉サービスが提供されている知的障害者とみなす。

2 新法第二十五条及び第二十六条の規定は、施行日以後に行われる新法第十五条の三十二第一項の規定による行政措置に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧法第十五条の三十二第一項の規定による行政措置に要する費用についての都道府県及び国の補助は、なお従前の例による。

第五十九条 当分の間、附則第五十五条の規定による改正後の知的障害者福祉法（以下この条及び附則第六十一条において「新法」という。）第九条第二項中「第十六条第一項第二号の規定により入所措置」とあ

るのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定により入所若しくは入居の措置」と、「又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」とあるのは「若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」と、「）に入所して」とあるのは「）に入所し、又は障害者自立支援法第五条第十項に規定する共同生活介護若しくは同条第十六項に規定する共同生活援助を行う住居（以下この項において「共同生活住居」という。）に入居して」と、「又は生活保護法」とあるのは「、共同生活住居又は生活保護法」と、「入所前」とあるのは「入所又は入居の前」と、「特定施設に入所して」とあるのは「特定施設に入所又は入居をして」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居をした」と、同条第三項中「入所して」とあるのは「入所し、又は入居して」とする。

2 前項の規定により読み替えられた新法第九条第二項の規定は、同項に規定する特定施設（以下この項において「特定施設」という。）に入所又は入居することにより、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる同項に規定する特定施設入所知的障害者であつて、当該特定施設に入所又は入居をした際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に居住地を有していたと認められるものについて、適用する。

第六十条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に行われた附則第五十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下この条から附則第六十三条までにおいて「旧法」という。）第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援に係る同項、旧法第十五条の十四の三第一項及び第十五条の十四の四第一項の規定による施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費及び特定入所者食費等給付費の支給については、なお従前の例による。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧法第十五条の三十二又は第十六条第一項第二号の規定による行政措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び国の負担並びに当該費用についての知的障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

第六十一条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において現に存する旧法第五条第一項に規定する知的障害者援護施設（旧法第二十一条の五に規定する知的障害者デイサービスセンター及び旧法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホームを除く。以下この項及び次項において「知的障害者援護施設」という。）の設置者は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、当該知的障害者援護施設につき、なお従前の例により運営をすることができる。

2 前項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた知的障害者援護施設については、当該知的障害者援護施設を障害者支援施設とみなして、新法の規定を適用する。ただし、旧法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮については、新法第九条第二項及び第三項の規定は適用しない。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧法第十六条第一項第二号の規定による行政措置を受けた旧法第十五条の二十四第一項に規定する知的障害者更生施設等又はのぞみの園に入所している知的障害者は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日に、新法第十六条第一項第二号の規定による行政措置を受けて障害者支援施設又はのぞみの園に入所している知的障害者とみなす。

第六十二条 旧法第四条に規定する知的障害者相談支援事業に従事する職員に係る旧法第十八条の二の規定による個人の身上に関する秘密を守らなければならない義務については、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後も、なお従前の例による。

第六十三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧法附則第四項及び第五項の規定による国の貸付けについては、旧法附則第六項から第十項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第六項中「前二項」とあるのは「障害者自立支援法附則第五十五条の規

定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧法」という。）附則第四項及び第五項」と、旧法附則第七項中「附則第四項及び第五項」とあるのは「旧法附則第四項及び第五項」と、旧法附則第八項中「附則第四項」とあるのは「旧法附則第四項」と、旧法附則第九項中「附則第五項」とあるのは「旧法附則第五項」と、旧法附則第十項中「附則第四項又は第五項」とあるのは「旧法附則第四項又は第五項」とする。

（社会福祉法の一部改正）

第六十四条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、」を削り、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）に規定する障害福祉サービス事業（同法附則第十一條第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）

第二条第三項第五号中「身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業、」を削り、同項第六号中「知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業、」を削り、同項第七号中「及び同法に規定する精神障

害者居宅生活支援事業」を削る。

第六十五条　社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）に規定する障害者支援施設を経営する事業

第二条第二項第四号及び第五号を次のように改める。

四　障害者自立支援法附則第四十三条第一項の規定によりなお従前の例により運営をることができる

こととされた同項に規定する身体障害者更生援護施設を経営する事業

五　障害者自立支援法附則第六十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をることができる  
こととされた同項に規定する知的障害者援護施設を経営する事業

第二条第三項第二号中「障害児相談支援事業、」を削り、同項第四号の二中「（平成十七年法律第

号）」を削り、「（同法附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）」を「相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業」に改め、同項第五号中「に規定する身体障害者相談支援事業、」を「（昭和二十四年法

律第二百八十三号）に規定する」に改め、同項第六号中「に規定する知的障害者相談支援事業、同法に規定する知的障害者デイサービスセンターを経営する事業及び」を「（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する」に改め、同項第七号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）に規定する」を「障害者自立支援法附則第五十一条の規定によりなお従前の例により運営をすることができる」とされた同条に規定する」に改める。

第六十六条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号を削り、同項第三号の一を同項第四号とし、同項第五号を次のように改める。

### 五 削除

第二条第三項第七号を次のように改める。

### 七 削除

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正）

第六十七条 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改

正する。

第二条第二項第一号中「児童居宅生活支援事業のうち児童居宅介護等事業及び」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業（同法附則第十一條第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）のうち居宅介護、行動援護、外出介護又は共同生活援助を行う事業

第二条第二項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とする。

第六十八条 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）に規定する障害者支援施設

第二条第一項第四号中「（昭和二十六年法律第四十五号）」を削り、「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者更生援護施設のうち身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設」を「障害者自立支援法附則第四十三条第一項の規定によりなお従前の例に

より運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設」に改め、同項第五号中「知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者援護施設のうち知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮」を「障害者自立支援法附則第六十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設」に改め、同条第二項第二号中「（平成十七年法律第 号）」を削り、「（同法附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）のうち居宅介護、行動援護、外出介護又は共同生活援助を行う事業」を「のうち居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業及び移動支援事業」に改める。

第六十九条 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号を削り、同項第三号の二を同項第四号とし、同項第五号を次のように改める。

## 五 削除

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置）

第七十条 施行日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約（附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第三十四条の三第一項の規定による届出がなされた児童居宅生活支援事業のうち児童居宅介護等事業、附則第三十六条の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十六条第一項の規定による届出がなされた身体障害者居宅生活支援事業のうち身体障害者居宅介護等事業又は附則第五十四条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十八条の規定による届出がなされた知的障害者居宅介護等事業若しくは知的障害者地域生活援助事業に係るものに限る。）は、第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業（附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）のうち居宅介護、行動援護、外出介護又は共同生活援助を行う事業に係る退職手当共済契約とみなす。

2 施行日前に附則第六十七条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によつてした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の同法の相当の規定によつてしたものとみなす。

第七十一条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第

四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約（社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がなされた附則第三十七条の規定による改正前の身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生援護施設のうち身体障害者更生施設、身体障害者療護施設若しくは身体障害者授産施設又は附則第五十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法に規定する知的障害者援護施設のうち知的障害者更生施設、知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮に係るものに限る。）は、社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がなされた附則第四十三条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第六十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設に係る退職手当共済契約とみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約（第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業（附則第十二条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）のうち居宅介護、行動援護、外出介護又は共同生活援助を行う事業に係るものに限る。）は、第七十九条第二

項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、行動援護、共同生活介護若しくは共同生活援助を行う事業又は移動支援事業に係る退職手当共済契約とみなす。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に附則第六十八条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によつてした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の同法の相当の規定によつてしたものとみなす。

(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の一部改正)

第七十二条 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の一部を次のように改正する。

第十一一条第三号中「知的障害者援護施設（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条第一項に規定する知的障害者援護施設」を「障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設」に改め、同条第四号中「知的障害者援護施設」を「障害者支援施設」に改める。

(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の一部改正に伴う経過措置)

第七十三条 附則第六十二条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた

同項に規定する知的障害者援護施設は、障害者支援施設とみなして、前条の規定による改正後の独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の規定を適用する。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律の一部改正）

第七十四条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一百一条第一項中「、第四十九条」を「又は第四十九条、障害者自立支援法（平成十七年法律第号）第二十九条」に改める。

第一百四条第二項及び第一百八条第一項中「、第四十九条」を「又は第四十九条、障害者自立支援法第二十九条」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第七十五条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項第一号を次のように改める。

一 障害者自立支援法（平成十七年法律第

号）第五条第十二項二規定スル障害者支援施設（次号

二於テ障害者支援施設ト称ス）ヘノ入所ノ期間（同条第六項ニ規定スル生活介護（次号ニ於テ「生活介護」ト称ス）ヲ受ケタル場合ニ限ル）

第四十六条第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 障害者支援施設（生活介護ヲ行フモノニ限ル）ニ準ズル施設トシテ厚生労働大臣ノ定ムルモノヘノ入所ノ期間

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第七十六条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の八第四項第一号を次のように改める。

一 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）に入所している間（同条第六項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第十二条の八第四項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として厚生労働大臣が定めるものに

入所している間

第二十四条第一項第一号を次のように改める。

一 障害者支援施設に入所している間（生活介護を受けている場合に限る。）

第二十四条第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第十二条の八第四項第二号の厚生労働大臣が定める施設に入所している間

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第七十七条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項第二号を次のように改める。

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第十四条の二第一項に次の一号を加える。

三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として人事院が定めるものに入所し

ている場合

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）

第七十八条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第一号を次のように改める。

一 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所しているとき（同法に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）。

第二十六条の二第二号中「収容される」を「入院する」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。

（地方公務員災害補償法の一部改正）